

令和8年5月26日

学校法人 関西医科大学
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 関西医科大学

監事 東 誠一郎

監事 中井 吉英

監査報告書

私たち監事は、私立学校法第52条第1項及び寄附行為第31条第1項の規定に基づき、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における学校法人関西医科大学の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査いたしました。その方法及び結果について、寄附行為第31条第2項に基づき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 理事及び職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し、理事及び職員から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類、学内諸規程、議事録等を閲覧し、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況を調査いたしました。
- (2) 私立学校法第36条第3項第5号の体制（内部統制システム）の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、理事及び職員からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 会計監査人有限責任監査法人トーマツが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為の定めに従い、学校法人の状況を正しく表示しているものと認めます。
 - ②理事の職務の遂行の状況に関しては、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムの整備及び運用状況について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果
会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上